

三重県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県知事が介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の33、第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077老健局長通知。以下「検査指針」という。）に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査について基本的事項を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を目的とする。

(検査の種別)

第2条 検査の種別は次のとおりとする。

- 1 一般検査
- 2 特別検査

(検査の体制)

第3条 一般検査は、業務管理体制の監督部署の担当職員が所属長の指示を受け実施する。

- 2 特別検査は、監査担当職員及び指定事業所等の指定等権限を有する監督部署の職員が十分な連携を図り実施するものとする。
- 3 検査は、複数の職員で実施する。

(検査実施方法)

第4条 実施計画及び検査対象の選定

- 1 一般検査
毎年度実施計画を策定し、原則として6年に1回以上実施する。
- 2 特別検査
指定事業所等の指定取消処分等に相当する事案が発覚した介護サービス事業者に随時実施する。

(実施通知)

第5条 検査の実施に当たっては、実施計画に基づき検査対象となる介護サー

ビス事業者に対し、事前に通知するものとする。

- 2 一般検査における立入検査及び特別検査を実施する場合には、実効性のある実態把握の観点から、必要と認める場合には、あらかじめ通知しないことができるものとする。

ただし、立入時に速やかに告知するものとする。

(検査方法)

第6条 検査は、「検査指針」を踏まえ実施する

(検査結果の報告)

第7条 担当者は、一般検査（立入検査を除く。）終了後は、速やかに所属長に検査結果を報告するものとする。

- 2 一般検査における立入検査及び特別検査の場合は、社会福祉法人等適正化措置検討会議（平成16年4月1日健康福祉部内に設置済み。以下「会議」という。）に報告するものとする。

(検査結果の検討)

第8条 立入検査等の検査結果について、報告された内容を「会議」において審議し、行政上の措置等について検討するものとする。

(検査結果の通知等)

第9条 本要綱第2条による検査の結果、不備が認められたときには文書によりその旨を通知し、状況に応じ、改善報告書の提出を求めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 事業者本部等への立入検査の結果、行政上の措置が必要と認められた場合は、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができるほか、命令をした場合には、その旨を公

示するものとする。

- 2 本条第1項の行政上の措置に係る対応については、期限（対応に要する時間を考慮し、適宜設定）を付して報告を求めるものとする。なお、勧告に至らないが改善を要すると認めた事項についても、改善報告を求めるものとする。
- 3 介護サービス事業者が本条第1項第2号の命令に違反したときは、文書で関係市町長に通知するものとする。
市町長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町長に通知するものとする。
- 4 指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への介護サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定等権者である市町長に対しても通知するものとする。

（特別な処置）

第11条 第2条第1項第1号の一般検査において、介護サービス事業者が行政上の措置（命令）に違反したときは、当該介護サービス事業者の指定事業者等への立入検査を行い、当該指定事業所等の法令遵守状況について検証するものとする。

ただし、介護サービス事業者本部等への立入検査後、既に指定事業者等の立入検査を実施し、事実関係を検証している場合には、この限りではない。

- 2 検査実施方法については、指定事業所等の指定等権限を有する市町の指導監督部局と連携し命令違反に関する個別指導を検証し、業務管理体制の効率的かつ効果的な検査に務めるものとする。

（実施要領）

第12条 検査の実施については、この要綱に定めるほか、「三重県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領」に定める。

附則（施行期日）

この実施要綱は、平成22年1月6日から施行する。

ただし、第2条第1号の一般検査については平成22年4月1日からの適用とする。

令和6年9月25日一部改正